

第10回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和8年2月9日(月)

農村環境改善センター 農事研修室

第10回大網白里市農業委員会総会議事録

- 1、開催日時 令和8年2月9日(月)
- 2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室
- 3、招集者 大網白里市農業委員会会長 内海 亮一

4、出席委員(16名)

1番 八角 功次	3番 吉原 孝
4番 齋藤 勉	5番 三木 年彦
6番 大野 勝弘	7番 岡本 佳之
8番 菅谷 祐	9番 平賀 久雄
10番 川 寄 篤之	11番 加藤岡 一弘
12番 内山 充弘	13番 中村 和敏
14番 板倉 小百合	15番 内海 亮一
16番 梅原 英男	17番 今関 喜明

5、欠席委員

2番 高橋 政人

6、議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1)
- 第4 議案第2号 買受適格証明願(農地法第3条)について
(整理番号1~4)
- 第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1~2)
- 第6 議案第4号 大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴
取について
- 第7 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(整理番号1~2)

第8 報告第2号 農地の転用事実に関する照会について
(整理番号1~6)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口裕之	主査	北田尚史
主任書記	井内和香子	書記	谷口智

◎開 会

○議長 ただいまより、第10回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、16名で定足数に達しておりますので、第10回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

(午後3時00分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、三木年彦委員および大野勝弘委員をお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の北田主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1）

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、大網字切留、現況地目、田の2筆、面積504㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は、農地面積が小規模で隣接耕作者へ売却するため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

左上に1-1と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、1ページから4ページまでになります。

1ページをご覧ください。

「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しない

ものと思われます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきまして、川寄篤之委員、お願いいたします。

○川寄委員 はい。それでは、議案第1号、整理番号1について、調査報告をいたします。

内容については事務局説明のとおりです。

調査は、1月30日に関本推進委員さんと、義務者宅へ伺い、一緒に現地にて調査を行いました。

申請地の面積が小さく、角地のため作業が多く、どうするか考えていたところ、隣接耕作者の権利者に売買の話を持っていき、お願いしたところ話が決まったとのことでした。

権利者は、1月31日に関本推進委員とで、権利者宅に伺い、話を聞きました。

義務者から売買の話があり、申請地は所有地の隣にあり、耕作もしやすく、利便性も良いことから、売買の話を決めたそうです。

両者とも本申請に間違いないのでよろしく願いますということでした。

権利者は、機械も労力もそろっており、問題はないと思いますが、皆様の慎重なる審議をよろしく願います。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第1号の整理番号1に対する質疑を終結いたします。

これより、採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号「買受適格証明願（農地法第3条）について」を議題とします。

整理番号1から4の案件は、平賀久雄委員が、大網白里市農業委員会会議規則第10条の規定による議事参与の制限に該当します。この案件の審議をお願いしたいと思いますので、議事参与の制限に該当するため、平賀久雄委員は、ここで退室をお願いいたします。

（平賀久雄委員退出）

事務局から議案第2号、整理番号1から4について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。

本案件は、農地として利用する目的で、東京国税局の公売に参加するにあたり、買受適格証明願が提出されたものでございます。

本、買受適格証明願につきましては、農地法第3条の審査基準と同等の審議を行ったうえで許可の見込みがある場合に買受適格証明書を交付することになります。

その後、公売農地を落札された方は、落札者になったことを証する書面を添えて、農地法第3条の申請を行い、許可を受ける必要があることを申し添えます。

整理番号1、申請地は、金谷郷字珠数谷、地目、田の1筆、面積2,310㎡でございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面2ページをご覧ください。

中央左上に2-1と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから11ページまでになります。

整理番号2、申請地は、金谷郷字珠数谷、地目、田の1筆、面積2,621㎡でございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面2ページをご覧ください。

中央右上に2-2と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料12ページから18ページまでになります。

整理番号3、申請地は、金谷郷字奉行方、地目、田の1筆、面積639㎡でございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面2ページをご覧ください。

中央右側に2-3と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料19ページから25ページまでになります。

整理番号4、申請地は、金谷郷字下根引、地目、田の1筆、面積2,532㎡でございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面2ページをご覧ください。

中央やや右下に2-4と示す箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料26ページから32ページまでになります。

なお、申請者における農業従事日数及び農業機械の保有状況などにつきましては、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありました。地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1から4の案件につきまして、大野勝弘委員、お願いいたします。

○大野委員 はい。それでは、議案第2号、整理番号1から4について、申請者が同一人であることから、一括して調査報告いたします。

内容については、事務局説明のとおりです。

1月31日に平賀雅美推進委員と、現地にて申請者から話を伺いました。

近隣の土地所有者に東京国税局の公売公告の連絡があり、自宅近くの農地が4ヶ所ありましたので、経営規模を拡大するため、買受の入札をしたいと思い、買受適格証明願の申請になりましたとのことでした。

申請者は、認定農業者ではありませんが、農業機械等もそろっており、意欲的に農業に取り組んでいることから、特に問題はないと思っておりますが、委員の皆様の慎重審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

これより、整理番号1から4について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第2号、整理番号1か

ら4に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第2号、整理番号1から4について、同一権利者による証明願のため、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議なしと認め、採決いたします。

それでは、議案第2号、整理番号1から4について、買受適格証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1から4について、買受適格証明書を交付することに決定いたします。

ここで、平賀久雄委員を入室させてください。

(平賀久雄委員入室)

◎議案第3号

○事務局 議長。

○議長 事務局どうぞ。

○事務局 事務局から、報告がございます。

議案書の4ページをご覧ください。本日の「議事日程第5、議案第3号、農地法第5条による許可申請について(整理番号1~2)」について、でございますが、計画変更に伴い、申請者より、2月6日付で申請取り下げ書の提出がございました。

つきましては、本日の議案から削除することを報告させていただきます。

以上でございます。

◎議案第4号

○議長 それでは、日程第6、議案第4号「大網白里市農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」を議題とします。

事務局から議案第4号、整理番号1から7について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の5ページをご覧ください。

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項」の規定により、市町村等に農用地利用集積等促進計画案の提出を求めることができるとされております。

本案は、同条第3項に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求めら

れたものでございます。

議案書の6ページ「農用地利用集積等促進計画案総括表」をご覧ください。

権利の設定を受ける者は4人、権利の設定をする者は6人、権利の設定をする農用地の筆数および面積は、田が25筆で、面積19,214㎡、畑が3筆で、面積8,349㎡、田と畑の合計面積は、27,563㎡でございます。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

農地中間管理機構から権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の8ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が7件でございます。

それでは、整理番号1から7の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、四天木、畑が1筆、1,229㎡、10年、金納、全面積で12,000円、新規。

整理番号2、永田、田が3筆、2,313㎡、10年、金納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵相当額、新規。

整理番号3、富田、田が5筆、3,984㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

整理番号4、富田、田が2筆、1,364㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

整理番号5、富田、田が15筆、11,553㎡、10年、物納、10a当たりコシヒカリ1等米1俵、新規。

整理番号6、北今泉、畑が1筆、6,120㎡、10年、金納、10a当たり50,000円、新規。

整理番号7、南今泉、畑が1筆、1,000㎡、5年、物納、全面積で花鉢100株、新規。

なお、整理番号1から7の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、新規契約の農用地利用集積等促進計画の案件について、地区において調査を実施しておりますが、整理番号6以外の案件につきましては、制度変更による更新のため報告を省略とさせていただきます。

それでは、担当委員より、調査結果の報告をお願いいたします。

○議長 整理番号6の案件につきまして、加藤岡一弘委員、お願いいたします。

○加藤岡委員 整理番号6について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局説明のとおりです。

2月3日、加藤岡推進委員と申請地で調査いたしました。

また、借受人、貸付人ともに確認したところ申請に間違いのないことでした。

借受人は、新規就農者で、市内の知人のところで農業を勉強し、地区は他町村になりますが、知人から貸付人を紹介してもらったそうです。

申請地は、数年耕作していなかったことから、現在、ハウスを修繕しているところで、3月にはなすを作付けするそうです。

また、残った畑の場所は、今年の秋に玉ねぎを作付けする予定だそうです。

市内に知人等がいることから、いろいろアドバイスをいただきながら、耕作していきたいとのことでしたので、特に問題ないと思いますが、皆様の慎重なご審議よろしくをお願いいたします。

以上です。

○議長 調査された皆様、ご苦勞様でした。

これより、議案第4号、整理番号1から7について、質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて議案第4号、整理番号1から7に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から7について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認め、採決いたします。

それでは、議案第4号、整理番号1から7について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第4号、整理番号1から7の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎報告第1号～報告第2号

○議長 続きまして、日程第7、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」、報告第2号、日程第8「農地の転用事実に関する照会について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書12ページから13ページをご覧ください。

農地法第3条の3第1項の規定による届出は2件でございます。

各農地の所在地および届出者は、議案書に記載のとおりであり、いずれも相続による所有権の取得でございます。

届出書類は^{ととの}調っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の14ページから16ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は6件でございます。

法務局から照会のありました農地の所在地及び申請者は、議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目、現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第2号の説明がありました。ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見ともないようですので、これにて、日程第7から日程第8の報告事項を終了いたします。

◎その他

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

○議長 ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎閉 会

○議長 ないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第10回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後3時26分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和8年2月9日

農業委員会会長 内海 亮一

署名委員

三木 年彦

署名委員

大野 勝弘